

2025年6月4日

## 職場(派遣先)における熱中症対策の強化について

派遣スタッフの皆様へ

株式会社アイル

2025年6月1日より、労働安全衛生規則が改正され、職場(派遣先)における熱中症対策の強化がされます。

### 基本的な考え方



### 【現場における対応】

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重鎮化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者<sup>※</sup>に義務付けられます。

#### ◆対象

「**WBGT値28度以上、または気温31度以上**の環境下で、**連続1時間以上、または1日4時間を**超えて実施」が見込まれる作業

#### ※WBGTとは？

気温・湿度・輻射熱・気流などを総合的に評価した暑さ指数。

詳しくは、下記のリンクをご覧ください。

[https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

対象の派遣先でご就業いただいているスタッフさまは、派遣先より下記の内容が周知されます。

- ①報告先や緊急搬送先の連絡網
- ②熱中症の重篤化を防ぐための応急処置の手順

そこで、派遣スタッフのみなさまへ下記の通りご協力をお願いします。

1. 熱中症のおそれがある作業者を発見した場合、報告先の担当者に連絡をする  
 アイルスタッフさんのみならず、対象となる作業を行う全作業者の中で、**熱中症のおそれがある人**を見つけた場合、周知された報告先へ速やかに連絡してください。

◆熱中症が疑われる症状の例

- ・ふらつき                      ・失神                              ・痙攣                              ・ぼーっとしている
- ・生あくび                    ・大量の発汗                    ・返事がおかしい

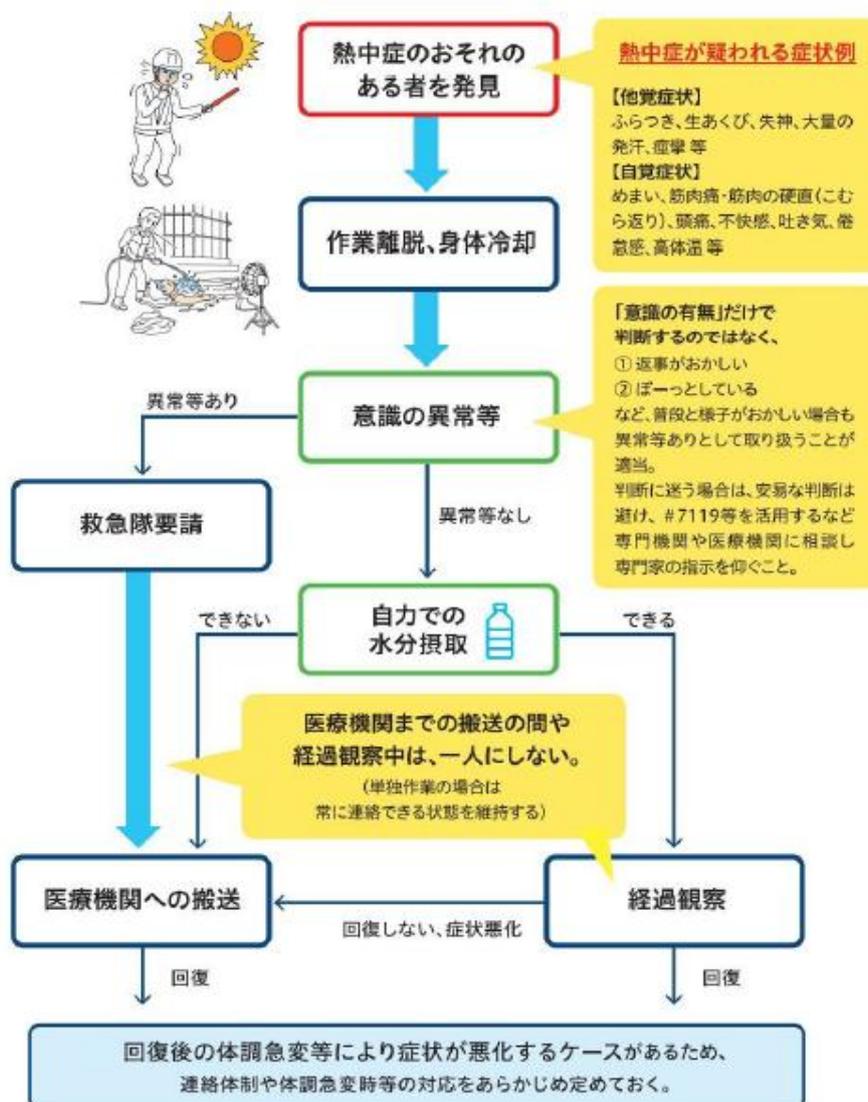
など、普段と様子がおかしい場合

2. 重篤化を防ぐための措置(応急処置)を実施する

熱中症おそれがある人を見つけた場合、報告先の担当者の指示のもと、**周知された手順に従って、速やかに対応**をお願いします。

※下記イメージ図(厚生労働省)

派遣先により、手順が異なりますので参考までにご覧ください。



3. 自分自身が熱中症かな？と思った時は・・・

決して無理をせずに、すぐに周りの方や報告先の方に申し出てください。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、何かおかしい		あの人、ちょっとヘン
手足がつる	これも初期症状	イライラしている
立ちくらみ・めまい	何となく体調が悪い	フラフラしている
吐き気	すぐに疲れる	呼びかけに反応しない
汗のかき方がおかしい 汗が止まらない／汗がでない		ボーッとしている

**すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る**

早期発見や迅速な応急処置は、自身や同じ職場（派遣先）で働く人達を**熱中症の重篤化**から守るために非常に大切な対応となります。

是非ともご協力のほどよろしくお願いいたします。